

協同組合連合会定款参考例

全国中小企業団体中央会

制定 平成12年 4月11日 12全中発第 20号
改正 平成13年 3月28日 12全中発第1952号
改正 平成15年 2月 1日 14全中発第1139号
改正 平成18年 7月 5日 18全中発第 422号
改正 平成19年 3月23日 18全中発第1777号
改正 平成24年 6月 1日 24全中発第050710号
改正 平成27年10月 1日 27全中発第09143号

〇〇協同組合連合会定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本会は、会員及びその組合員（以下「所属員」という。）の相互扶助の精神に基づき、所属員のために必要な共同事業を行い、もって所属員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、〇〇協同組合連合会と称する。

(地 区)

第3条 本会の地区は、〇〇の区域とする。

(事務所の所在地)

第4条 本会は、事務所を〇〇市（町村）に置く。

（注1）主たる事務所は、連合会の地区内に置くこと。

（注2）従たる事務所を置く場合は、本条を次のように記載すること。

(事務所の所在地)

第4条 本会は、主たる事務所を〇〇市（町村）に、従たる事務所を〇〇市（町村）に置く。

(公告方法)

第5条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示してする。

(注1) 公告方法については、連合会の掲示場に掲示する方法に加え、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙、電子公告のいずれかの方法によることができる。なお、電子公告を公告方法とする場合には、法務大臣の登録を受けた調査機関の調査を受けなければならない、その料金を負担する必要があるが、官報公告と併せて行うことにより、債権者保護手続が要求される場合に個別催告の省略が認められる。また、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法についても記載しておく必要がある。

電子公告を公告方法とする場合には、本条を次のように記載すること。

(公告方法)

第5条 本会の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

(注2) 掲載する新聞の発行地を特定する場合は、本条を次のように記載すること。

(公告方法)

第5条 本会の公告は、〇〇県（都道府）において発行する〇〇新聞に掲載してする。

(規約等)

第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約等で定める。

2 規約及び共済規程の設定、変更又は廃止は総会の議決を経なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、規約及び共済規程の変更のうち軽微な事項並びに関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理及び責任共済等の事業についての共済規程の変更については、総会の議決を要しないものとする。この場合、総会の議決を要しない事項の範囲、変更の内容について、書面又は電磁的方法により通知するとともに、第5条の規定に基づき公告するものとする。

(注1) 共済事業を実施しない場合は、見出し及び第1項中の「規約等」を「規約」に変更するとともに、第2項及び第3項中の「及び共済規程」「及び責任共済等の事業についての共済規程の変更」を削除すること。

(注2) 第3項中の会員に対する周知方法は、連合会によって適宜選択すること。

(注3) 第3項を採用しない場合には削除すること。

第2章 事 業

(事業)

第7条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 所属員の取り扱う〇〇品（原材料を含む。以下同じ。）の共同生産
- (2) 所属員の取り扱う〇〇品の共同加工
- (3) 所属員の取り扱う〇〇品の共同販売
- (4) 所属員の取り扱う〇〇品の共同購買
- (5) 所属員の取り扱う〇〇品の共同保管
- (6) 所属員の取り扱う〇〇品の共同運送
- (7) 所属員の取り扱う〇〇品の共同検査
- (8) 所属員の取り扱う〇〇品の共同受注
- (9) 所属員の取り扱う〇〇品の共同宣伝
- (10) 所属員の取り扱う〇〇品の市場開拓
- (11) 所属員の事業に関する調査・研究
- (12) 所属員の事業に関する〇〇の研究開発
- (13) 所属員の新たな事業分野への進出の円滑化を図るための新商品若しくは新技術の研究開発又は需要の開拓
- (14) 所属員のためにする共同労務管理
- (15) 会員に対する事業資金の貸付け（手形の割引を含む。）及び会員のためにするその借入れ
- (16) 商工組合中央金庫、日本政策金融公庫、銀行、信用金庫、信用協同組合に対する会員の債務の保証又はこれらの金融機関の委任をうけてする会員に対するその債権の取立て
- (17) 会員の〇〇事業に係る〇〇に関する債務の保証
- (18) 所属員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- (19) 所属員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- (20) 中小企業倒産防止共済事業に関する受託業務
- (21) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4章の規定による労働保険事務組合としての業務
- (22) 所属員のためにする損害保険（共済）の代理店業務、生命保険（共済）の募集に関する業務
- (23) 所属員のためにする〇〇に生ずる損害又は〇〇に生ずる傷害をうめるための〇〇共済事業
- (24) 所属員のためにする中小企業等協同組合法第9条の7の2第1項第1号に掲げる火災等の損害をうめるための共済事業
- (25) 前2号の事業のほか、所属員の福利厚生に関する事業
- (26) 所属員の寄託物についての倉荷証券の発行
- (27) 所属員の取り扱う〇〇品についての前払式支払手段（商品券）の発行
- (28) 前各号の事業に附帯する事業

2 前項第17号に掲げる債務保証事業の内容及び実施に関する事項は、規約で定め

る。

- 3 第1項第23号に掲げる共済事業及び第24号に掲げる火災等の損害をうめるための共済事業の内容及び実施に関する事項は、共済規程で定めるものとする。
- 4 第1項第24号の規定により火災共済契約を締結する場合は、共済契約者1人の共済金額の総額が、〇〇万円を超えてはならないものとする。
- 5 第1項第25号の規定により慶弔見舞金を給付する場合の給付金額は〇〇万円を超えてはならないものとする。

(注1) 実施を予定していない事業は、記載しないこと。

(注2) 事業の記載にあたっては、実施する共同事業の内容に即して、明確な表現で具体的に列挙すること。

(注3) 建設工事業等にあつては、第1項第8号を「所属員の行う建設工事等の共同受注」と記載すること。

(注4) 第1項第12号の「〇〇」には、技術、製品、デザイン等を具体的に記載すること。

(注5) 第1項第16号の金融機関は、会員の取引の実情に応じて加減すること。

(注6) 第1項第17号の「会員の〇〇事業」には会員たる資格に係る事業を、また、「〇〇に関する債務」には連合会が保証する債務の内容を、それぞれ具体的に記載すること。

(注7) 第1項第23号、第24号の事業を実施する連合会は、次の規定を置くこと。

(共済金額の削減及び共済掛金の追徴)

第7条の2 共済事業に損失を生じた場合であつて、積立金その他の取崩しにより補てんすることができない場合は、総会の議決により共済金を削減し又は共済掛金を追徴することができるものとする。

2 共済金の削減は、損失金をその事業年度に支払う共済金総額と個々の共済契約者等に支払う共済金との割合により、個々の共済契約者に割り当てて行うものとする。

3 共済掛金の追徴は、損失金をその事業年度の各共済契約者より徴収する共済掛金の総額と各共済契約者より徴収する共済掛金との割合により、各共済契約者に割り当てて行うものとする。

(注8) 第1項第27号の()内には、発行する前払式支払手段の具体的内容(商品券、プリペイド・カード等)を記載すること。

(注9) 第4項の規定は、共済契約者1人につき共済金額が30万円、第5項の規定は、給付事由ごと^とに給付金額が10万円を超えない範囲内で記載すること。

(注10) 商店街協同組合連合会等であつて、所属員の取扱品の種類を列挙しがたいものは、第1項第1号から第10号まで及び第27号を次のように記載してもよい。

(1) 所属員の取扱品(原材料を含む。以下同じ。)の共同販売

(2) 所属員の取扱品の共同購買

(3) 所属員の取扱品の共同保管

- (4) 所属員の取扱品の共同運送
- (5) 所属員の取扱品の共同宣伝
- (6) 所属員の取扱品の市場開拓
- (7) 所属員の取扱品についての前払式支払手段（商品券）の発行

(注) ()内には、発行する前払式支払手段の具体的内容（商品券、プリペイド・カード等）を記載すること。

(注11) チケット発行事業を実施する連合会にあっては、第1項中に次の1号を加えること。なお、クレジット・カード又はサービス券の発行事業を行う連合会にあっては「チケット」を「クレジット・カード」又は「サービス券」（サービス券の内容を特定する連合会にあっては、「スタンプ」又は「ポイント・カード」等）と記載すること。

○ 所属員の取扱品の販売又は役務の提供のためのチケットの発行及びこれに関連する事業

第3章 会 員

(会員の資格)

第8条 本会の会員たる資格を有する者は、本会の地区内において〇〇品の生産の事業を資格事業とする協同組合とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者が組合員になっている協同組合は会員となることができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）
- (2) 暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者
- (3) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
- (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(注1) 本条第1項で「〇〇品の生産」とあるのは、資格事業が加工業のときは「〇〇品の〇〇加工」と、資格事業が商業のときは「〇〇品の〇〇販売」と、資格事業がサービス業のときは役務の種類に応じ具体的に書き替えること。

(注2) 商店街協同組合連合会にあっては、本条第1項を次のように記載すること。

(会員の資格)

第8条 本会の会員たる資格を有する者は、本会の地区内における商店街

協同組合とする。

(注3) 会員資格は、組合組織の基本的な問題であるから、将来疑義が生じないよう明確に規定すること。

(加 入)

第9条 会員たる資格を有する者は、本会の承諾を得て、本会に加入することができる。

2 本会は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

(加入者の出資払込み)

第10条 前条第2項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

(注1) 本条は、持分の計算について改算方式をとる連合会で脱退者の持分の払戻しについて各会員の出資額を限度とする連合会及び持分の計算について加算方式をとる連合会の規定である。持分の計算について改算方式をとる連合会で脱退者の持分の払戻しについて全額払戻し又は各会員の出資額以上を払い戻す連合会にあっては、本条の見出しを「(加入者の出資払込み及び加入金)」と改め、第2項、第3項を追加すること。

(加入者の出資払込み及び加入金)

第10条 前条第2項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

2 前項本文の加入者からは、加入金を徴収することができる。

3 加入金の額は、総会において定める。

(注2) 分割払込制をとる連合会にあっては、第1項本文中「出資の全額の払込み」とあるのは、「出資口数に応じ、他の会員の払込済出資額と同額の払込み」と書き替えること。

(自由脱退)

第11条 会員は、あらかじめ本会に通知したうえで、事業年度の終わりににおいて脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

(注) 本条の日数は、90日以上1年以内の範囲内で適宜記載すること。

(除 名)

第12条 本会は、次の各号の一に該当する会員を総会の議決により除名することができる。この場合において、本会は、その総会の会日の10日前までに、その会員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

(1) 長期間にわたって本会の事業を利用しない会員

(2) 出資の払込み、経費の支払いその他本会に対する義務を怠った会員

(3) 本会の事業を妨げ、又は妨げようとした会員

(4) 本会の事業の利用について不正の行為をした会員

(5) 犯罪その他信用を失う行為をした会員

(6) 第8条第2項各号の一に掲げる者が組合員になった会員

(脱退者の持分の払戻し)

第13条 会員が脱退したときは、会員の本会に対する出資額（本会の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各会員の出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(注1) 本条は、持分の計算について改算方式をとる連合会で脱退者の持分の払戻しについて各会員の出資額を限度とする連合会の規定である。

なお、分割払込制をとる連合会にあっては、本条を次のように記載すること。

(脱退者の持分の払戻し)

第13条 会員が脱退したときは、会員の本会に対する払込済出資額（本会の財産が払込済出資総額より減少したときは、当該払込済出資額から当該減少額を各会員の払込済出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(注2) 持分の計算について全額払戻しを行う連合会にあっては、本条を次のように記載すること。

(脱退者の持分の払戻し)

第13条 会員が脱退したときは、その持分の全額を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(※) 分割払込制をとる連合会にあっては、第2項として次の規定を加えること。

2 本会の財産をもって、本会の債務を完済するに足りないときは、脱退した会員は、その出資口数に応じ、未払込出資額を限度として、損失額の払込みをしなければならない。

(注3) 持分の計算について簿価財産限度（帳簿価格による財産を限度として払い

戻す方法)の払戻しを行う連合会にあっては、本条を次のように記載すること。

(脱退者の持分の払戻し)

第14条 会員が脱退したときは、当該事業年度末の決算貸借対照表における出資金、資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等の合計額から、当期剰余金処分による配当金額及び固定資産の時価に対しての評価減の額を控除した金額につき、その出資口数に応じて算出した額を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(注4) 各会員の出資額を限度とする方法以外の方法により持分の一部の払戻しを行う連合会にあっては、払戻額の内容に応じて適宜記載すること。

ただし、これらの連合会にあっては、各会員の出資額(連合会の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各会員の出資額に応じて減額した額)を払戻額の下限とすること。

(使用料又は手数料)

第14条 本会は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

2 前項の使用料又は手数料は、規約で定める額又は率を限度として理事会で定める。

(経費の賦課)

第15条 本会は、その行う事業の費用(使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く。)に充てるため会員に経費を賦課することができる。

2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総会において定める。

(注1) 共済事業(附帯事業を含む。)のみを行う連合会は、本条を削除すること。

(注2) 共済事業と経済事業を兼業する場合には、次のように記載すること。

(経費の賦課)

第15条 本会は、その行う事業(共済事業を除く。)の費用(使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く。)に充てるため、会員に経費を賦課することができる。

2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総会において定める。

(出資口数の減少)

第16条 会員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終わりににおいてその出資口数の減少を請求することができる。

(1) 事業を休止したとき

(2) 事業の一部を廃止したとき

(3) その他特にやむを得ない理由があるとき

2 本会は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。

3 出資口数の減少については、第13条（脱退者の持分の払戻し）の規定を準用する。

（会員名簿の作成、備置き及び閲覧等）

第17条 本会は、会員名簿を作成し、各会員について次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 名称及びその代表者名並びに住所

(2) 加入の年月日

(3) 出資口数及び金額並びにその払込みの年月日

2 本会は、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

3 会員及び本会の債権者は、本会に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、会員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本会は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

4 会員は、次の各号の一に該当するときは、1週間以内に本会に届け出なければならない。

(1) 名称、代表者又は事務所を変更したとき

(2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき

(3) 定款又は規約を変更し、若しくは規約を廃止したとき

（注）会員名簿を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもので、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したもの。以下同じ。）をもって作成するときは、第1項中の「記載」を「記録」に変更すること。

（過怠金）

第18条 本会は、次の各号の一に該当する会員に対し、総会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において、本会は、その総会の会日の10日前までに、その会員に対してその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

(1) 第7条第1項第18号に規定する団体協約に違反した会員

(2) 第12条第2号から第4号までに掲げる行為のあった会員

(3) 前条第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした会員

（注）第40条において、総会の招集について「会日の10日前」を下回る期間を定め

る場合は、第1項中の期間をその期間とすること。

(会計帳簿等の閲覧等)

第19条 会員は、総会員の100分の3以上の同意を得て、本会に対して、その業務取扱時間内はいつでも、会計帳簿又はこれに関する資料（電磁的記録に記録された事項を表示したものを含む。）の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本会は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

（注）総会員の同意の割合については、100分の3（共済事業を実施する連合会においては10分の1）を下回る割合を定めることができるので、100分の3（共済事業を実施する連合会においては10分の1）を下回る割合とする場合には、当該割合を記載すること。

第4章 出資及び持分

(出資1口の金額)

第20条 出資1口の金額は、〇〇円とする。

（注1）出資1口の金額は、連合会の事業規模等を考慮して、適宜定めること。

（注2）出資最低口数を設ける連合会にあっては、本条を次のように記載すること。

(出資1口の金額及び最低出資口数)

第20条 出資1口の金額は、〇〇円とする。

2 会員は、〇口以上を持たなければならない。

(出資の払込み)

第21条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

（注）分割払込制をとる連合会にあっては、本条を次のように記載すること。この場合において、出資第1回の払込金額は、1口につき、その金額の4分の1を下らないようにすること。

(出資の払込み)

第21条 出資第1回の払込金額は、1口につき〇〇円とする。

2 出資の払込みは、払込みの金額、期日及び方法を記載した書面を各会員に発してするものとする。

3 本会は、会員が出資の払込みを終わるまでは、その会員の払込済出資額に応じて配当すべき剰余金をその払込みに充てることができる。

(延滞金)

第22条 本会は、所属員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本会に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年利〇〇%の割合で延滞金を徴収することができる。

(持 分)

第23条 会員の持分は、本会の正味資産につき、その出資口数に応じて算定する。
2 持分の算定にあたっては、〇〇円未満の端数は切り捨てるものとする。

(注1) 本条は、持分の計算について改算方式をとる場合の規定である。加算方式を採用する場合は、次のように記載すること。

(持 分)

第23条 会員の持分は、次の基準により算定する。

(1) 出資金については、各会員の出資額により算定する。

(2) 資本剰余金については、各会員の出資額により事業年度末ごとに算定加算する。

(3) 利益準備金、特別積立金及びその他の積立金については、各会員が本会の事業を利用した分量に応じて、事業年度末ごとに算定加算する。

(4) 繰越剰余金又は繰越損失金については、各会員の出資額により算定する。

(5) 土地等の評価差額金については、各会員の出資額により事業年度末ごとに算定し加算又は減算する。

2 準備金又は積立金により損失のてん補をしたときは、その損失をてん補した科目の金額において有する各会員の持分の割合に応じてそのてん補分を算定し、その持分を減算する。第57条第2項ただし書の規定又は総会の議決により、特別積立金又はその他の積立金を損失のてん補以外の支出に充てた場合も同様である。

3 本会の財産が出資額より減少したときの持分は、各会員の出資額により算定する。

4 持分の算定にあたっては、〇〇円未満の端数は切り捨てるものとする。

(注2) 分割払込制をとる連合会にあつては、「出資金」又は「出資額」とあるのは「払込済出資金」又は「払込済出資額」と書き替えること。

(注3) 土地等の評価は、時価評価とし、その評価方法については、あらかじめ規約等で定めておくこと。

第5章 役員、顧問及び職員

(役員の数等)

第24条 役員の数等は、次のとおりとする。

(1) 理事 ○人以上○人以内

(2) 監事 ○人以上○人以内

2 第8条第2項各号の一に該当する者は、役員となることができない。

(注1) 理事の数は3人以上、監事の数は1人以上であるが、単に「○人以上」又は「○人以内」と記載しないこと。

(注2) 数の上限と下限の幅は、できるだけ少なくすること。

(注3) 数の上限と下限の差が1名のときは、「○人又は○人」と記載すること。

(役員の任期)

第25条 役員の任期は、次のとおりとする。

(1) 理事 ○年又は任期中の第○回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第○回目の通常総会が○年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を延長する。

(2) 監事 △年又は任期中の第△回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第△回目の通常総会が△年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を延長する。

2 補欠(数の増加に伴う場合の補充を含む。)のため選出された役員の任期は、現任者の残任期間とする。

3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。

4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

(注1) 役員の任期は、理事については2年、監事については4年を超えることができないので、それぞれの範囲で適宜定めること。

(注2) 監事の職務(第30条)について、会計監査に関するものに限定する旨の規定から、業務監査権限を与える旨の規定に変更した場合、現行の監事の任期は定款変更の効力が生じたときに満了するので、注意すること。

(員外理事)

第26条 理事のうち、会員の役員でない者は、○人を超えることができない。

(注) 員外理事の員数は第24条第1項第1号に定める理事の数の下限の3分の1以内において、適宜確定数を記載すること。

(員外監事)

第27条 監事のうち1人以上は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 会員の役員及び会員の所属員又は所属員の役員若しくは使用人以外の者であること。
- (2) 就任前5年間に会員の理事若しくは使用人又は本会の子会社の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、執行役若しくは使用人でなかったこと。
- (3) 本会の理事又は参事その他の重要な使用人の配偶者又は2親等内の親族以外の者であること。

(注1) 本条は、会員の所属員の総数が事業年度開始の時点で1,000人を超える連合会では、監事のうち、1人以上は員外監事を選任することが義務づけられており、この場合の員外監事の内容が法で限定されていることを前提とした規定である。したがって、会員の所属員の総数が1,000人を超える可能性が低い場合は次のように記載すること。

(員外監事)

第28条 監事のうち、会員の役員でない者は、○人を超えることができない。

(注2) 員外役員を認めない連合会にあっては、前条及び本条を削除し、次条を記載すること。ただし、上記(注1)に留意すること。

(役員要件)

第26条 本会の役員は、会員の役員でなければならない。

(理事長(会長)、副理事長(副会長)及び専務理事の選定)

第28条 理事のうち1人を理事長(会長)、1人を副理事長(副会長)、1人を専務理事とし、理事会において選定する。

(注1) 副理事長(副会長)制や専務理事制をとらない連合会にあっては、適宜、該当箇所を削除すること。

(注2) 副理事長(副会長)を2人以上置く連合会にあっては、「1人を副理事長(副会長)」とあるのは「○人を副理事長(副会長)」と改めて書き替えること。また、定数は確定数で記載すること。

(代表理事の職務等)

第29条 理事長(会長)を代表理事とする。

- 2 理事長（会長）は、本会の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、本会を代表し、本会の業務を執行する。
- 3 任期の満了又は辞任により退任した理事長（会長）は、新たに選定された理事長（会長）が就任するまで、なお理事長（会長）としての権利義務を有する。
- 4 本会は、理事長（会長）その他の代理人が、その職務を行う際、第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。
- 5 理事長（会長）の代表権に加えた制限は善意の第三者に対抗できない。
- 6 理事長（会長）は、総会の議決によって禁止されていないときに限り特定の行為の代理を他人に委任することができる。
- 7 本会は、代表理事以外の理事に副理事長（副会長）その他組合を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

（監事の職務）

- 第30条** 監事は、いつでも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事及び参事、会計主任その他の職員に対して会計に関する報告を求めることができる。
- 2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

（注1）本条は、監事の職務を会計に関するものに限定している連合会についての規定である。

（注2）監事に理事の業務監査権限を与える連合会にあっては、次のように記載すること。

（監事の職務）

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び参事、会計主任その他の職員に対して事業に関する報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

（理事の忠実義務）

- 第31条** 理事は、法令、この定款及び規約の定め並びに総会の決議を遵守し、本会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

（役員選挙）

第32条 役員は、総会において選挙する。

- 2 役員選挙は、連記式無記名投票によって行う。
- 3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人

とする。

- 4 第2項の規定にかかわらず、役員の選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によって行うことができる。
- 5 指名推選の方法により役員の選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行う。
- 6 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選人とするかどうかを総会にはかり、出席者全員の同意があった者をもって当選人とする。

(注1) 役員の選挙について指名推選の方法をとらない連合会であつて、候補者制をとるものは、本条を次のように記載すること。

ただし、員外役員を認めない場合にあつては、第1項第2号の規定を削除する。また、指名推選の方法をとらない連合会であつて、候補者制をとらないものは、第1項を「役員は、総会において選挙する」と書き替えるとともに、第4項の規定を記載しないこと。

(役員の選挙)

第32条 役員は、次に掲げる者のうちから、総会において選挙する。

- (1) 会員たる組合の役員であつて、立候補し、又は理事会若しくは○人以上の会員から推薦を受けた者
- (2) 会員たる組合の役員でない者であつて、理事会若しくは○人以上の会員から推薦を受けた者

(※1) 推薦制をとる場合にも立候補制を併用すること。

- 2 役員の選挙は、連記式無記名投票によって行う。
- 3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。
- 4 第1項の規定による立候補者又は推薦を受けた者の数が選挙すべき役員の数を超えないときは、投票を行わず、その者を当選人とする。

(※2) 本条は当日立候補制をとる場合の規定である。事前に立候補を締め切る場合は以下の2項を書き加えること。ただし、指名推選の方法をとらない連合会であつて、候補者制をとらないものは規定できないので、注意すること。

- 5 第1項の役員の選挙を行うべき総会の会日は、少なくともその○○日前までに公告するものとする。
 - 6 第1項の規定による立候補者又は候補者の推薦をした者は、総会の会日の○○日前までに、立候補した旨又は被推薦者の氏名を本会に届け出なければならない。
-

(注2) 投票を単記式によって行う連合会にあっては、第2項中「連記式無記名投票」とあるのは「単記式無記名投票」と書き替えること。

(注3) 役員の選出につき選任の方法をとる連合会にあっては、本条を次のように記載すること。

(役員の選任)

第32条 役員の選任は、総会の議決による。

2 前項の議決は、推薦会議において推薦された者（以下「候補者」という。）について行う。

3 推薦会議は、別表に掲げる地域ごと^{（注3）}に同表に掲げる人数の推薦委員をもって構成する。

4 推薦委員は、前項の地域に属する会員を代表するものとして当該地域に属する会員の過半数の承認を得て選出する。

5 推薦会議が役員の候補者を決定する場合は、その構成員の過半数が出席し、その3分の2以上の多数の賛成がなければならない。

6 第1項の議決は、無記名投票によって行う。ただし、総会において出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決により投票以外の方法を定めた場合はその方法による。

7 2人以上の理事又は監事を選任する場合にあっては、第1項の議決は、候補者を区分して行ってはならない。

8 役員の選任に関する事項は、本条で定めるもののほか規約で定める。

(※1) 推薦会議の構成員は、「地域」によるほか、「業種」「規模」等会員を適切に代表しうる妥当な基準に基づき定款で定める区分ごと^{（注3）}に選出してよい。

(※2) 推薦会議の構成員を選挙により選出する連合会にあっては、「当該地域に属する会員の過半数の承認を得て選出する」を「当該地域に属する会員による選挙により選出する」と書き替えるものとする。

(理事及び監事の報酬)

第33条 役員に対する報酬は、理事と監事を区分して総会において定める。

(注1) 理事と監事の報酬は総会において一括して定めず、理事と監事を区分して定めること。

(注2) 理事、監事の報酬を定款に定めることもできる。その場合は、本条を次のように記載すること。

(理事及び監事の報酬)

第33条 役員に対する報酬は、理事については総額〇〇円以内、監事については総額〇〇円以内とする。

(役員の実任免除)

第34条 本会は、理事会の決議により、中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第38条の2第9項において準用する会社法第426条第1項の規定により、法及び主務省令に定める限度において役員の実任を免除することができる。

(注) 監事に理事の業務監査権限を与えない連合会は、本条を規定することができないので削除すること。

(員外理事及び監事との責任限定契約)

第35条 本会は、員外理事及び監事と法第38条の2第9項において準用する会社法第427条の規定に基づく責任限定契約を締結することができる。

2 前項に基づき締結される責任限定契約に記載することができる額は〇〇円以上とする。

(顧問)

第36条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て理事長（会長）が委嘱する。

(参事及び会計主任)

第37条 本会に、参事及び会計主任を置くことができる。

2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事会において議決する。

3 会員は、総会員の10分の1以上の同意を得て本会に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

(注) 総会員の同意の割合については、10分の1を下回る割合を定めることができるので、10分の1を下回る割合とする場合には、当該割合を記載すること。

(職員)

第38条 本会に、参事及び会計主任のほか、職員を置くことができる。

第6章 総会、理事会及び委員会

(総会の招集)

第39条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は毎事業年度終了後〇月以内に、臨時総会は必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長（会長）が招集する。

(注) 通常総会の開催時期に関する組合法上の規定は存在しないため、毎事業年度終了後3か月以内に招集する旨の規定を置くことも可能である。その場合は、税法など他法令に留意する必要がある。これまで多くの組合では「毎事業年度終了後2か月以内に通常総会を開催する」旨を規定しているが、これは法人税法上の確定申告の期限との整合性から規定しているものと考えられる。したがって、法人税法第75条の2（確定申告書の提出期限の延長の特例）及び法人税基本通達17-1-4（申告書の提出期限の延長の特例の適用がある法人）に該当する場合であって、確定申告の提出期限の延長が可能な場合には、別途対応が必要となる。

（総会招集の手続）

第40条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各会員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

2 前項の書面をもってする総会招集通知の発出は、会員名簿に記載したその会員の住所（その会員が別に通知を受ける場所を本会に通知したときはその場所）に宛てて行う。

3 第1項の規定による書面をもってする総会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。

4 本会は、希望する会員に対しては、第1項の規定による総会招集通知並びに決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提供を電磁的方法により行うことができる。

5 前項の通知については、第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、第2項中「総会招集通知の発出は」とあるのは、「総会招集通知の電子メールによる発出は」と、同項中「住所」とあるのは「住所（電子メールアドレスを含む。）」と読み替えるものとする。

6 電磁的方法について必要な事項は、規約で定める（以下同じ。）。

7 第1項の規定にかかわらず、本会は、会員全員の同意があるときは招集の手続を経ることなく総会を開催することができる。

(注) 総会の招集については、会日の10日前を下回る期間を定款で定めることができるので、10日前を下回る期間とする場合には、当該日数を記載すること。

（臨時総会の招集請求）

第41条 総会員の5分の1以上の同意を得て臨時総会の招集を請求しようとする会員は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出するも

のとする。

- 2 会員は、前項の規定による書面の提出に代えて、電磁的方法によりこれを提出することができる。

(注) 臨時総会の招集請求については、総会員の5分の1を下回る割合を定款で定めることができるので、5分の1を下回る割合とする場合には、当該割合を記載すること。

(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

第42条 会員は、第40条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その会員の役員又は他の会員でなければ代理人となることができない。

- 2 代理人が代理することができる会員の数は、○人以内とする。

- 3 会員は、第1項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。

- 4 代理人は、代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。

(注1) 役員の選出について、選任の方法をとる連合会にあっては、見出し及び本条第1項中の「又は選挙権」を削除すること。

(注2) 本条第2項の人数は、連合会の実情に応じ、4人までの範囲内において適宜定めること。

(総会の議事)

第43条 総会の議事は、中小企業等協同組合法（以下「法」という。）に特別の定めがある場合を除き、総会員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決する。

(注) 第34条及び第35条を記載する場合は、「中小企業等協同組合法（以下「法」という。）」を「法」と書き替えること。

(総会の議長)

第44条 総会の議長は、総会ごとに、出席した会員のうちから選任する。

(緊急議案)

第45条 総会においては、出席した会員（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。）の3分の2以上の同意を得たときに限り、第40条第1項

の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができる。

(総会の議決事項)

第46条 総会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 借入金残高の最高限度
- (2) 1 会員に対する貸付け（手形の割引を含む。）又は 1 会員のためにする債務保証の残高の最高限度
- (3) 会員の〇〇事業に関する債務保証の残高の最高限度
- (4) 1 会員のためにする会員の〇〇事業に関する債務保証の残高の最高限度
- (5) その他理事会において必要と認める事項

(注) 第 7 条第 1 項第 15 号の事業（金融事業）又は同項第 16 号若しくは第 17 号の事業（債務保証事業）を実施しない連合会にあっては、本条第 2 号から第 4 号のうち、それぞれ当該事業に関する部分を削除すること。

(総会の議事録)

第47条 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。

2 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- (4) 会員数及び出席者数並びにその出席方法
- (5) 出席理事の氏名
- (6) 出席監事の氏名
- (7) 議長の氏名
- (8) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (9) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）
- (10) 監事が、総会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見、総会提出資料に法令、定款違反若しくは、著しく不当な事項があるとして総会に報告した調査の結果又は総会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要
- (11) 監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査の結果の内容の概要

(注) 第 2 項第 10 号中の「総会提出資料に法令、定款違反若しくは、著しく不当な事項があるとして総会に報告した調査の結果」は、監事に業務監査権限を与え

る連合会における規定であり、第11号は、監事の職務を会計に関するものに限
定する連合会における規定であるので、連合会によって、適宜、選択すること。

(理事会の招集権者)

第48条 理事会は、理事長（会長）が招集する。

2 理事長（会長）以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示
して、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の
日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求を
した理事は、理事会を招集することができる。

(注1) 理事会の招集権者については、各理事が招集することとする旨を定めるこ
とも可能である。

(注2) 理事会の招集権者の順位をあらかじめ定めておく場合は、第1項の次に新
たに第2項として下記のとおり書き加え、第2項及び第3項を第3項及び第
4項と書き替えること。

2 理事長（会長）が事故又は欠員のときは、副理事長（副会長）が、理事
長（会長）及び副理事長（副会長）がともに事故又は欠員のときは、専務
理事が、理事長（会長）、副理事長（副会長）及び専務理事がともに事故
又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、他の理
事が招集する。

(注3) 監事に業務監査権限を与える連合会は、第2項及び第3項中の「理事」を
「理事及び監事」に書き替えること。

(理事会の招集手続)

第49条 理事長（会長）は、理事会の日の1週間前までに、各理事に対してその通
知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事の全員の同意があるときは、招集の
手続を経ることなく開催することができる。

3 本会は、希望する理事に対しては、第1項の規定による理事会招集通知を電磁
的方法により行うことができる。

(注1) 理事会の招集手続については、1週間を下回る期間を定款で定めることが
できるので、1週間を下回る期間とする場合には、当該日数を記載すること。

(注2) 監事に業務監査権限を与える連合会は、第1項中の「各理事」を「各理事
及び各監事」に、第2項中の「理事」を「理事及び監事」に、第3項中の「希
望する理事」を「希望する理事及び監事」に書き替えること。

(理事会の決議)

第50条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

5 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(注1) 理事会の定足数について、過半数を上回る割合を定款又は規約で定めることができるので、過半数を上回る割合とする場合には、当該割合を記載すること。

(注2) 理事会の決議要件について、過半数を上回る割合を定款又は規約で定めることができるので、過半数を上回る割合とする場合には、当該割合を記載すること。

(理事会の議決事項)

第51条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に提出する議案

(2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会の議長及び議事録)

第52条 理事会においては、理事長（会長）がその議長となる。

2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとし、電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名を付するものとする。

3 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 招集年月日

(2) 開催日時及び場所

(3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法

(4) 出席理事の氏名

(5) 出席監事の氏名

(6) 出席会員の氏名

(7) 議長の氏名

(8) 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名

(9) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）

(10) 監事が、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときに、理事会に報告した内容及び理事会に出席して述べた意見の内容の概要

(11) 理事会の招集を請求し出席した会員の意見の内容の概要

(12) 本会と取引をした理事の報告の内容の概要

(13) その他（理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨）

① 招集権者以外の理事による招集権者に対する理事会の招集請求を受けて招集されたものである場合

② ①の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したものである場合

③ 監事の請求を受けて招集されたものである場合

④ ③の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したものである場合

⑤ 会員の請求を受けて招集されたものである場合

⑥ ⑤の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした会員が招集したものである場合

4 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

(1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項

① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

② ①の事項の提案をした理事の氏名

③ 理事会の決議があったものとみなされた日

④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(2) 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとした場合には、次に掲げる事項

① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

② 理事会への報告を要しないものとされた日

③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(注) 第3項第10号、第13号③、④は、監事に理事の業務監査権限を与える連合会に対する規定であり、第6号、第11号、第13号⑤、⑥は、監事の職務を会計に関するものに限定している連合会に対する規定であるので、連合会によって、適宜、選択すること。

(委員会)

第53条 本会は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として委員会を置くことができる。

2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

第7章 会 計

(事業年度)

第54条 本会の事業年度は、毎年〇月〇日に始まり、翌年△月△日に終わるものとする。

(利益準備金)

第55条 本会は、出資総額の2分の1に相当する金額に達するまでは、当期純利益金額（前期繰越損失金がある場合には、これをてん補した後の金額。以下、第57条及び第58条において同じ。）の10分の1以上を利益準備金として積み立てるものとする。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩さない。

(注) 共済事業を実施する連合会は、本条中の「出資総額の2分の1に相当する金額」を「出資総額に相当する金額」に、「10分の1以上」を「5分の1以上」に書き替えること。

(資本剰余金)

第56条 本会は、出資金減少差益（第13条ただし書の規定によって払戻しをしない金額を含む。）をその他資本剰余金として積み立てるものとする。

(注1) 本条は、持分の計算について改算方式を選択し、脱退者の持分の払戻しについて各組合員の出資額を限度とする連合会及び加算方式を選択する連合会合の規定である。この方法以外の方法により持分の払戻しを行う連合会にあっては、次のように記載すること。

(資本剰余金)

第56条 本会は、加入金及び増口金を資本剰余金として積み立てるものとする。

2 出資金減少差益（第13条ただし書の規定によって払戻しをしない金額を含む。）をその他資本剰余金として積み立てるものとする。

（注2）分割払込制をとる連合会にあっては、本条中「第13条」とあるのは「第13条第1項」と書き替えること。

（特別積立金）

第57条 本会は、出資総額に達するまでは、当期純利益金額の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。ただし、出資総額を超えて積み立てることもできるものとする。

2 前項の積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を超える部分については、損失がない場合に限り、総会の議決により損失のてん補以外の支出に充てることができる。

（教育情報費用繰越金）

第58条 本会は、第7条第1項第19号の事業（教育情報事業）の費用に充てるため、当期純利益金額の20分の1以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

（配当又は繰越し）

第59条 本会は損失をてん補し、第55条の規定による利益準備金、第57条の規定による特別積立金及び前条の規定による教育情報費用繰越金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決によりこれを会員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

（注）任意積立金を積み立てる場合は、本文の「総会の議決によりこれを」の次に「他の組合積立金として積み立て、若しくは」を加えること。

（配当の方法）

第60条 前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における会員の出資額、若しくは会員がその事業年度において本会の事業を利用した分量に応じてし、又は事業年度末における会員の出資額及び会員がその事業年度において本会の事業を利用した分量に応じてするものとする。

2 事業年度末における会員の出資額に応じてする配当は、年1割を超えないものとする。

3 配当金の計算については、第23条第2項の規定を準用する。

（注）分割払込制をとる連合会にあっては、第1項、第2項中「出資額」とあるのは「払込済出資額」と書き替え、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加えること。

3 払込済出資額に応じてする配当金は、会員が出資の払込みを終わるまでは、その払込みに充てるものとする。

(損失金の処理)

第61条 損失金のでん補は、特別積立金、利益準備金、その他資本剰余金の順序に従ってするものとする。

(注) 脱退者に対する持分の払戻しを出資額限度以外としている連合会にあっては、本文の「その他資本剰余金」の次に「資本準備金」を加えること。

(職員退職給与の引当)

第62条 本会は、事業年度ごとに、職員退職給与に充てるため、退職給与規程に基づき退職給与を引き当てるものとする。

附 則

- 1 設立当時の役員の任期は、第25条第1項の規定にかかわらず、最初の通常総会の終結時までとする。
- 2 最初の事業年度は、第54条の規定にかかわらず、本会の成立の日から△年△月△日までとする。

(別 表)

地 域	定 数

(備考) 部会、支部、青年部又は女性部を置く連合会にあっては、第6章見出しに該当する機関名（部会、支部、青年部又は女性部）を追加し、次の規定のうち該当するものを加えること。

(部 会)

第54条 本会は、業種ごとの会員をもって構成する部会を置く。

- 2 部会について必要な事項は、規約で定める。

(支 部)

第55条 本会は、地域ごとの会員をもって構成する支部を置く。

2 支部について必要な事項は、規約で定める。

(青年部)

第56条 本会に青年部を置く。

2 青年部について必要な事項は、規約で定める。

(女性部)

第57条 本会に女性部を置く。

2 女性部について必要な事項は、規約で定める。

(備考) 賛助会員制をとる連合会にあつては、「第7章 会計」を「第8章 会計」とし、第7章見出しを「第7章 賛助会員」として、次のように記載すること。

第7章 賛助会員

(賛助会員)

第54条 本会は、本会の趣旨に賛同し、本会の事業の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とすることができる。ただし、賛助会員は、本会において、法に定める会員には該当しないものとする。

2 賛助会員について必要な事項は、規約で定める。